



# 香川県労働力確保センター

## だより

香川県林業労働力確保支援センター(一般財団法人香川県森林林業協会)  
〒760-0008 香川県高松市中野町23番2号 香川県森林組合連合会館内  
TEL 087-861-4353 FAX 087-833-4525



### 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内3事業体から、新規就業者対策として、FW1年目研修に4名、FW2年目研修に2名、FW3年目研修に3名が参加し、現在研修中である。当センターは集合研修業務及び監督・検査業務を担当している。

### 「森林の仕事ガイダンス2016」に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、平成28年1月23日（土）大阪、同1月30日（土）東京において開催され、当センター職員と県森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

大阪会場は、天満橋の大坂OMMビルで開催され、会場全体で468名の来場者があり、香川県ブースにも9名の相談者があった。

また、東京会場は有楽町の東京国際フォーラムで開催され、会場全体で1,011名の来場者があり、香川県ブースには11名の相談者があった。

一時は高齢化率の上昇が問題となっていた林業界だが、ここ数年は緑の雇用事業などの成果や環境保護機運の高まりとともに若年層の就業率が増加しており、両会場とも林業に関心を持つ方々で埋まり、森林の仕事に対する人々のパワーがみなぎる一日となった。また、大阪会場来場者の林業大学生1名が、事業体見学を希望され5月に来県し、今下期に約1ヵ月間の現地実習生として再来県する予定。

また、東京会場来場者の内1名が平成28年度林業就業支援講習に参加予定。



### 林業就業支援事業運営会議

平成28年度「林業就業支援事業運営会議」が5月18日（水）～19日（木）東京都（コープビル）において開催され、18日（水）13：30～16：30「林業就業支援講習担当者会議」に出席し、平成27年度の林業就業支援講習の実施結果等について、新潟県・千葉県の事例発表や平成28年度の留意点について説明を受け、各都道府県の担当者から報告並びに意見交換を行った。翌19日（木）は「林業雇用管理改善 地域アドバイザー会議」に出席して、山形県・岐阜県・広島県から平成27年度の事例発表や今後の事業運用等について意見交換を行った。両会議とも厚生労働省 職業安定局雇用開発部 農山村雇用対策室 中原室長を迎えて、全国森林組合連合会菊池部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



### 認定事業体一覧

事業体名	所在地	電話番号	認定年月日
香川県森林組合連合会	高松市中野町23-2	087-861-4352	平成23年11月30日
仲南町森林組合	仲多度郡まんのう町大口274	0877-77-2008	平成24年 3月12日
香川東部森林組合	さぬき市寒川町石田東甲1708-2	0879-43-0588	平成24年 3月12日
香川西部森林組合	仲多度郡まんのう町炭所西670	0877-79-3120	平成24年 3月30日

#### 認定事業体とは…

- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、5ヵ年間の「改善措置計画」を作成し、香川県知事の認定を受けた事業体をいいます。
- 認定を受けるための「改善措置計画」とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置をいいます。
- 事業体とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その者の組織する団体等をいいます。

# 林業就業支援講習



## 林業への就業を目指す「もり森林男子」「もり森林女子」!

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として全国森林組合連合会が各都道府県に於いて実施。林業への就職を希望する原則45歳未満の方を対象に、就職に必要な知識の習得や資格(チェーンソー・刈払機・小型車両系建設機械(3t未満))取得で林業への円滑な就職を支援します。

講習期間 平成28年9月26日(月)~10月12日(水)までの土日を除く  
12日間

講習場所 高松市ほか県内現地

募集定員 10名(先着順)

お問合せ 一般財団法人 香川県森林林業協会  
(香川県林業労働力確保支援センター)  
TEL:087-861-4353  
URL:<http://www.ka-forestry.or.jp>

## 必ずチェック最低賃金!使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● 地域別最低賃金 香川県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	719円	平成27年10月1日

● 特定最低賃金(産業別最低賃金) 次の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者(この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	750円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成27年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	850円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成27年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	860円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成27年12月16日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・ 磁気テープ製造業、電池製造 業、その他の電気機械器具製 造業を除く)	805円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作 が容易な小型電力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	平成27年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。  
○最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196  
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137